事 務 連 絡 令和7年10月20日

各 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中特 別 区

厚生労働省医政局地域医療計画課 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

## 医療機関における面会について

平素より、医療機関における院内感染対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

医療機関における面会については、これまで「新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資材について」(令和5年10月20日付け事務連絡)における医療機関向けの啓発資材を用いて周知してきたとおり、各医療機関において面会の重要性と院内感染対策の両方に留意しながら、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮した上で、患者及び面会者の交流の機会を確保いただいているところです。

今般、「5学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 新型コロナウイルス感染症診療の指針作成のための研究(研究代表者:長谷川直樹(日本感染症学会)))が公表され、面会の考え方が新たに示されましたので情報提供いたします。

貴部(局)におかれましては、内容について御了知の上、国民が必要な医療を 安心して受けることができるよう、貴管内の医療機関等の関係者や感染症に関 する情報を共有する連携協議会などを活用し、周知いただきますようお願いい たします。なお、各医会等の関係団体に対しては、弊省からも別途周知すること としておりますので、申し添えます。

「5学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」より抜粋

「5学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 新型コロナウイルス感染症診療の指針作成のための研究(研究代表者:長谷川直樹(日本感染症学会)))pp.135-136

- 8 新型コロナウイルス感染症:施設内感染対策
  - 3. 入院患者への対応
    - 2 面会の考え方

面会は患者・入所者やその家族(家族以外の介護者、患者・入所者が大切に思う人を含む)の生活の質を保つ上で重要である。患者等が家族等と面会する機会が大きく損なわれることは、患者等及び家族等に精神的不安をもたらし、患者等の権利を制約している可能性があり、医療機関等には、それぞれの施設が COVID-19 流行前に設定していた通常の面会方法(頻度、時間など)へ段階的に戻す検討が求められる。

2025 年現在,面会の判断については医療機関や施設の判断に任せられているが,その時々の感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ,過度な面会制限にならないよう院内・施設内のルールを決定し,また必要に応じてルールを変更する等の柔軟な対応が必要である.

面会者が感染症を示唆する症状(発熱,咳嗽,咽頭痛,腹痛,下痢など)を呈しておらず,かつ 10 日以内に COVID-19 罹患歴がない場合には,マスク着用および手指衛生をお願いしたうえで一般的に面会は可能と考えられる. なお患者や入所者が易感染性である等の場合には制限の追加を検討する.

医療機関等は、患者等及び家族等から面会に関する相談があった場合には、現状とともに、面会の可否及び面会時の注意点、制限の状況等を丁寧に説明する。対面での面会が適当でないと判断される場合には、医療機関等は患者等及び家族等に対してその理由を十分に説明し、例えばオンライン面会等の具体的な代替策を提示することが望ましい。